

富田林市立第一中学校 いじめ防止基本方針

令和7年3月19日時点

1. いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本基本方針は「人権を大切にし、みんなが生き生きと生活できる」という本校の教育目標の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組み、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。

- ・本校では、「いじめは絶対許さない」という確固たる信念を持って、校長のリーダーシップの下、本基本方針に総力を挙げて取り組む。
- ・学校及び教職員は、全ての生徒が安心して学習やその他教育活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に事案に対処し、早期解決、及び再発防止に努める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・ひやかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる、
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※留意点

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ②いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者をも活用して行う。
- ③「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該生徒と何らかの人的関係をさす。
- ④「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ⑤なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。
- ⑥加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない

2. 本校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

「本校の取り組み概要（別紙）」「大阪府教委作成 いじめ対応マニュアル」参照

(1) 取組姿勢について「いじめは絶対に許さない」

- ・本校では、「いじめは絶対許さない」という確固たる信念を持って、校長のリーダーシップの下、教職員が総力を挙げて取り組む。

(2) いじめの防止（防止が一番大切である）

①基本的考え方

ア) いじめの未然防止に、全ての教職員が取り組む

- ・いじめは「どの生徒にも起こりうる。どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

イ) 集団づくり、仲間づくりをすすめる。

- ・未然防止の基本として、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- ・生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくように取り組む。

ウ) 未然予防の取り組みの成果について、PDCA サイクルに基づく取組を継続する。

- ・未然防止の取組が、着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続していく

②いじめ防止のための取組

ア) いじめについての共通理解を図る

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

イ) 生徒が、いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・また、自他の意見の相違があっても、互いに認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたい分りやすい授業づくりを進めていく。また、学級や学年、部活動、自主活動サークル等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。
- ・また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、部活動などの健全な取り組みを行ったり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育ていく。
- ・教職員による「いじめられる側にも問題がある」等の不適切な認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる可能性が高い。教職員の正しい認識を年度当初の会議や研修で共通理解をしておくことが大切である。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

エ) 生徒に自己有用感や自己肯定感を育む

- ・全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。
- ・その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。
- ・また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身についていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むようにする。
- ・幅広く長く多様なまなざしで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるようにする

オ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- ・生徒自らいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する
- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

(3) 早期発見

①基本的考え方（子どものささいな変化を見逃さない取り組みの継続）

- ・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有していく。

②いじめの防止や対策のための組織

A「いじめ等対応会議」

ア) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、学年生徒指導担当、担任、スクールカウンセラー

イ) 活動内容

- ・いじめ事案への対応に関すること

ウ) 開催

- ・原則は B「生徒指導部会議」 C「校内推進委員会」で行い、緊急時に必要に応じて行う。

B「生徒指導部会議」

ア) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭

イ) 活動内容

- ・いじめの防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・不登校傾向者に関わる情報交換
- ・生徒指導事案や不登校傾向にある生徒の情報交換とその対応に関すること

ウ) 開催

- ・原則として週 1 回を定例とする

C「校内推進委員会」

ア) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、人権教育主担、生徒会担当、支援学級代表、各学年主任、養護教諭、進路担当、地域担当 学力保障部担当 教務担当 支援教育コーディネーター

イ) 活動内容

- ・学校全般の取組に関すること、生徒状況の把握、いじめ事案への対応に関すること

- ウ) 開催
 - ・原則として週 1 回を定例とする

D「学年主任会議」

- ア) 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、人権教育主担、各学年主任、
- イ) 活動内容
 - ・各学年の集団づくり等の取組について 学校全体の流れとして全体で考える
- ウ) 開催
 - ・原則として週 1 回を定例とする

E「分掌会議（生徒指導・支援教育部）」

- ア) 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、支援学級代表、支援学級担当
支援教育コーディネーター
- イ) 活動内容
 - ・支援学級生・通級指導教室生についての情報交換
- ウ) 開催
 - ・原則として月 1 回を定例とする

F「不登校生支援交流会議（学年ごと）」

- ア) 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年教師、スクールカウンセラー
- イ) 活動内容
 - ・各学年の不登校生の情報交換、今後の対応について
- ウ) 開催
 - ・原則として学期に 1 回を定例とする

G「個別ケース会議」

- ア) 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、担任、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
- イ) 活動内容
 - ・個別のことについての情報交換、今後の対応について
- ウ) 開催
 - ・必要に応じて行う

③いじめの早期発見のための措置（アンケート、教育相談等の実施）

- ・定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、学級・学年・学校通信、家庭連絡、家庭訪問等を活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく
- ・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・なお、教育相談で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。
- ・定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、教職員と生徒の間で行われている個人ノート（家庭学習ノート）や班ノート等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。
- ・なおこれらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有して、組織的な対応を行う。具体には、下記の取り組みをすすめる。

ア)いじめの定期的調査

- ・生徒対象アンケート調査 ……年 3 回（7 月・11 月・2 月）
- ・生徒対象カウンセリング（全生徒対象） ……年 2 回（7 月・11 月）

イ) いじめ相談体制

- ・いじめ相談窓口の設置
- ・いじめ等悩み相談箱の設置
- ・スクールカウンセラーの活用

(4) いじめに対する措置

①基本的な考え方（早期対応、早期解決、組織的対応）

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「組織」で対応する。
- ・被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

②いじめの発見・通報を受けたときの対応（早期発見、組織的対応）

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、管理職・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導担当・学年主任に伝え、学校における組織「いじめ等防止対応会議」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・学校が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめの犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③いじめられた生徒又はその保護者への支援について

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応に行っていく。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④いじめた生徒への指導又はその保護者への助言について

- ・いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

⑤いじめが起きた集団への働きかけも重要

- ・はやしたてなど同調していた生徒「観衆」、見て見ぬふりをしていた生徒「傍観者」に対しても、それらの行為はいじめに加担している行為であることを理解させ、自分の問題として捉えさせる。

- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、「いじめを見聞きしたら教師に伝えることがいじめをなくすことにつながる」誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑥ ネット上のいじめへの対応について（情報モラルの育成）

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、発覚した場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を保存するとともに「いじめ等防止対応会議」において対応を協議する。
- ・関係生徒からの聞き取り調査等、生徒が被害に遭った場合のケア等必要な措置をとる
- ・書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者への精神ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだものへの対応については、必要に応じて、所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ・パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

（４）その他の留意事項

① 組織的な指導体制

- ・いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要であり、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ等防止対応会議」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる
- ・また、必要に応じて、心理カウンセラー等の心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決にあたる。

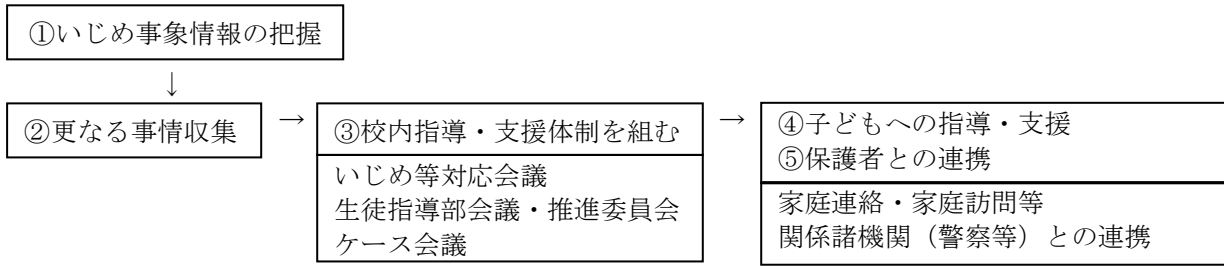
② 校内研修の充実

- ・全ての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に１回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。

③ 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

◎いじめ発見時の対応フロー



◎重大事象への対応フロー

0.重大事象とは 児童生徒や保護者からいじめにより下記のような事態に至ったという申立てがあった ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある時（例：自殺を図った場合） ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき ※（年間 30 日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合）	
1.重大事象の発生 2.事象を市委員会へ報告 3.市教委が調査主体を判断	
	4.市教委が調査主体となるとき 市教委の指示のもと、資料の提出など調査に協力する
4.学校が調査主体となるとき（市教委の指導・助言のもと、以下の対応に当たる） ●設置者の下に、重大事態の調査組織を設置 ※組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める ※公立学校について、設置者が調査主体となる場合、市教委に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施 ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。 ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で臨む。 ●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供 ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告）する。 ※関係者の個人情報に十分配慮すること ※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。 ●調査結果を地方公共団体の長等に報告 ※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。 ●調査結果を踏まえた必要な措置 ※調査結果から、必要に応じて市教委指導主事の派遣による学校支援や、子どもの心のケアのために心理や福祉の専門家の派遣依頼、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の派遣依頼を行う。 ※保護者、地域、報道に対する情報提供も必要に応じて行う。	